平成 2 3 年 1 2 月 2 2 日

「第4回医療の質の向上に資する無過失補償制度のあり方に関する検討会」

### 「航空界における報告制度と事故調査」

平成23年12月22日

日本航空機操縦士協会 小林宏之

# 安全

施設•機器類等

規則・制度・教育等

人間の行動・習慣

情報のネットワーク

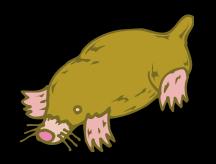
安全文化(土壤)

# 安全文化

- ▶報告の文化(情報共有・透明性)
- 謙虚の文化(完全なもの・ひとはいない)
- 自律の文化(自己責任・自助努力)
- 柔軟の文化(複数の情報で判断)
- 学習の文化(何からもいつまでも学ぶ)
- 間の文化 (間の取り方が安全を左右)

# 報告の文化

- 悪い情報は放っておくと 「隠れたがる、隠したがる」
- ・マイナス情報ほど大切に
- ・情報は共有して安全確保に活かす





# 報告

- ●義務報告
  - ・結果・事実・事象
  - 客観的
  - ・義務的
- 自発的報告
  - ・結果には現れないことが多い
  - 主観的 心理的
  - ・自発的

### 自発的報告制度の有効性

- ・報告の文化、安全文化の土壌をつくる
- ・事故と殆ど同じ内容の情報を収集できる
- ・ヒューマンエラーに起因する事故を軽減
- ・情報の共有によりリスク感性を高める

# 自発的報告制度はなぜ事故防止に有効か

- ・報告の文化、安全文化の土壌をつくる
- ・事故と殆ど同じ内容の情報を収集できる
- ・ヒューマンファクターの視点からの事故 防止対策に貢献する
- ・ヒューマンエラーに起因する事故を軽減
- ・組織全体のリスク感性を高める

### 仕事とヒューマンエラー

- 仕事はヒューマンエラーとの戦いでもある
- 人間は誰でもエラーをすることがある
- エラーを少なくすることはできるが、ゼロにする ことはできない
- エラーはコントロールすることができる
- ヒューマンエラー対策は「あってはならない」 ではなく「ありうる」を前提に
- ヒューマンエラーに起因する事故防止策の策定に は自発的報告制度が有効

### 国際民間航空条約第13附属書

- 締約国は義務的インシデント報告制度によっては 収集できない情報を促進するために自発的インシ デント報告制度を設定しなければならない
- 自発的インシデント報告制度は非懲罰的であり 情報提供者を保護するものでなければならない
- 当該附属書は「原因探求主義」「非懲罰」の理念を 示している。「責任追及」が優先されると、関係者 が事実を語らなくなり、航空の安全を阻害する恐れ があるという考え方である。

### 報告制度に関する日本における規定

- 義務報告・自発的報告ともに非懲罰 に関する特別規定はない
- ●自発的報告は情報提供者の秘匿措置 をとっている

### 航空安全情報ネットワーク(ASI-NET)

• 航空安全情報ネットワーク(ASI-NET:Aviation Safety Information Network)は、航空機の運航 において体験された、事故や重大インシデント には至らなかったものの運航の安全に影響を及 ぼす可能性があった事象(いわゆるヒヤリ・ ハット)の情報を、自発的な報告の形で広く集 め関係者間で共有することにより、予防対策を 講じ航空安全の向上に資するためにATEC(航空輸 送技術研究センター)が運用を行っている情報 ネットワーク。

## 運輸安全委員会(1/2)

- 運輸安全委員会は、航空事故、鉄道事故及び船舶事故並びに重大インシデントの原因を科学的に究明し、公正・中立の立場から事故や重大インシデントの防止と被害の軽減に寄与するための独立した常設機関として、従来の航空・鉄道事故調査委員会と海難審判庁の原因究明部門を再編して発足した。
- 徹底した原因究明を行うとともに、再発防止並びに被害 軽減策を講じるため、事故等調査の結果は、報告書とし てとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表す る。
- 必要と認めるときは、国土交通大臣または原因関係者に対し委員会が、事故等の防止並びに被害の軽減のため講じるべき施策または措置について勧告し、あるいは国土交通大臣または関係行政機関の長に意見を述べる。

### 運輸安全委員会(2/2)

- 条約加盟国の日本の運輸安全委員会も調査の目的は、 事故防止、インシデント(事故につながる恐れのある事案)の防止であって、罪や責任を課すのが目的ではない。
- ・日本では実際には「調査」と「捜査」の線引きが明確でない。その背景には、1972年に警察庁長官と運輸事務次官とで結ばれた「「事故機の検査や関係者からの聴取などを行う際は、あらかじめ捜査機関の意見を聞き、捜査に支障を来さないようにする捜査機関から事故原因の鑑定依頼があれば、支障のない限り応じる」という「覚書」の存在がある。

### 安全で安心できる社会に向けて

- 安全で安心できる社会の構築は事故・ヒューマン エラーと犯罪は別のものとして対策をとることが 大切
- ●事故調査の目的はあくまで再発防止
- 事故の要因の多くにヒューマンファクターが関与
- 事故防止はヒューマンファクターの視点で
- 自発的報告制度はヒューマンエラー対策に有効

# ありがとうございました